

令和4年第1回(3月)三郷町議会
定例会・会議録(第2号)

招 集 年 月 日	令 和 4 年 3 月 1 4 日
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場
開 会 (開 議)	令 和 4 年 3 月 1 4 日 午後 1 時 2 8 分 宣 告 (第 2 日 目)
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 2番 久 保 安 正 3番 南 真 紀 4番 黒 田 孝 5番 先 山 哲 子 6番 高 田 好 子 7番 木 谷 慎 一 郎 8番 澤 美 穂 9番 木 口 屋 修 三 10番 辰 己 圭 一 11番 山 田 勝 男 12番 伊 藤 勇 二 13番 高 岡 進
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 森 宏 範 副 町 長 池 田 朝 博 教 育 長 大 西 孝 浩 総 務 部 長 加 地 義 之 住 民 福 祉 部 長 辰 巳 政 行 こ ども 未 来 創 造 部 長 坂 田 達 也 環 境 整 備 部 長 水 口 洋 司 教 育 部 長 渡 瀬 充 規 会 計 管 理 者 平 川 貴 治 総 務 課 長 安 井 規 雄 企 画 財 政 課 長 大 津 和 之

本会議の職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 議 会 事 務 局 主 任	大 内 美 香 小 村 雄 一
--------------------	------------------------------	--------------------

令和4年第1回(3月)

三郷町議会定例会議事日程(第2号)

令和4年3月14日

午後1時28分開議

日程

- | | | |
|-----|--------|--------------------------------------|
| 第 1 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第 2 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第 3 | 議案第 2号 | 令和3年度三郷町一般会計補正予算(第10号) |
| 第 4 | 議案第 3号 | 令和3年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第2号) |
| 第 5 | 議案第 4号 | 令和3年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 第 6 | 議案第 5号 | 令和3年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 第 7 | 議案第 6号 | 令和3年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 第 8 | 議案第 7号 | 令和3年度三郷町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 第 9 | 議案第 8号 | 令和4年度三郷町一般会計予算 |
| 第10 | 議案第 9号 | 令和4年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 第11 | 議案第10号 | 令和4年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算 |
| 第12 | 議案第11号 | 令和4年度三郷町国民健康保険特別会計予算 |
| 第13 | 議案第12号 | 令和4年度三郷町介護保険特別会計予算 |
| 第14 | 議案第13号 | 令和4年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第15 | 議案第14号 | 令和4年度三郷町下水道事業会計予算 |
| 第16 | 議案第15号 | 令和4年度三郷町水道事業会計予算 |
| 第17 | 議案第16号 | 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 第18 | 議案第17号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について |
| 第19 | 議案第18号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第20 | 議案第19号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 第21 | 議案第20号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 第22 | 議案第21号 | 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について |

- 第 2 3 議案第 2 2 号 西和地域病児保育室設置条例の一部改正について
- 第 2 4 議案第 2 3 号 三郷町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正
について
- 第 2 5 議案第 2 4 号 三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 2 6 議案第 2 5 号 奈良県広域消防組合格約の変更について
- 第 2 7 議案第 2 6 号 三郷町道路線の認定について
- 第 2 8 発議第 1 号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 2 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

追加日程

- 第 1 決議第 1 号 ロシアによるウクライナへの侵略に抗議し、軍の即時撤退と
平和的解決を強く求める決議案

開 議 午後 1 時 2 8 分

〔開議宣告〕

議長（高岡 進） 皆さん、こんにちは。

地方自治法第 113 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔付託案件に対する委員長報告〕

議長（高岡 進） 日程第 1、「諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」から、日程第 28、「発議第 1 号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」までを一括議題とします。

これより委員長報告を行います。去る 3 日の本会議におきまして、各委員会に付託しました案件につきまして、審査の結果の報告を求めます。

〔総務建設常任委員会〕

議長（高岡 進） 総務建設常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

総務建設常任委員会 辰己圭一委員長。

委員長（辰己圭一）（登壇） それでは、総務建設常任委員会のご報告を申し上げます。

去る 3 日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託を受けました議案等の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は 3 月 4 日及び 7 日に委員会を開会し、付託されました諮問案件 2 件、議決案件 14 件、報告事項 1 件、議員発議 1 件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、「諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、いずれも全会一致をもちまして、適任と答申することに決しました。

次に、「議案第 2 号、令和 3 年度三郷町一般会計補正予算（第 10 号）」、歳入関連部分、歳出（款）2. 総務費（(項) 3. 戸籍住民基本台帳費を除く）、(款) 4. 衛生費、(款) 5. 農林業費、(款) 6. 商工費、(款) 7. 土木費、繰越明許費（奈良学園大学跡地活用設計業務、農業委員会備品購入、都市計画マスタープラン改定業務、大規模盛土造成地第 2 次スクリーニング計画策定業務）、地方債補正変更（緊急自然災害防止対策事業）及び「議案第 3 号、令和 3 年度三郷町住宅

新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「議案第8号、令和4年度三郷町一般会計予算」、歳入 関連部分、歳出（款）1. 議会費、（款）2. 総務費（（項）3. 戸籍住民基本台帳費を除く）、（款）3. 民生費、（項）1. 社会福祉費、（目）9. 人権施策費、（目）11. ふれあい交流センター運営費、（項）2. 児童福祉費、（目）6. 児童館運営費、（款）4. 衛生費、（項）1. 保健衛生費、（目）1. 保健衛生総務費、（項）2. 環境衛生費、（項）3. 清掃費、（款）5. 農林業費、（款）6. 商工費、（款）7. 土木費、（款）8. 消防費、（款）10. 災害復旧費、（款）11. 公債費、（款）12. 諸支出金、（款）13. 予備費、債務負担行為（AED借上（サテライトオフィス2号館）、ごみ収集車購入（2台）、惣持寺地区調整池整備事業）、地方債（臨時財政対策、山辺・県北西部広域環境衛生組合建設事業、道路整備事業、緊急自然災害防止対策事業、都市公園整備事業、河川整備事業）及び「議案第9号、令和4年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」につきましては、一部反対がありましたので、採決の結果、いずれも賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「議案第10号、令和4年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算」につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「議案第16号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、「議案第17号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」、「議案第18号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、「議案第19号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」は、一部反対がありましたので、採決の結果、いずれも賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「議案第20号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、「議案第23号、三郷町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について」、「議案第24号、三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、「議案第25号、奈良県広域消防組合規約の変更について」、「議案第26号三郷町道路線の認定について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「報告第1号、寄附の受け入れについて」は、報告を受けました。

また、「発議第1号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」は、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案等の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、委員会の報告といたします。

令和4年3月14日

総務建設常任委員会

委員長 辰己圭一

〔文教厚生常任委員会〕

議長（高岡 進） 次に、文教厚生常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員会 木谷慎一郎委員長。

委員長（木谷慎一郎）（登壇） それでは、文教厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る3月3日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案等の審査の結果について、ご報告申し上げます。

当委員会は3月9日に委員会を開会し、付託されました議決案件10件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

一日で審査が終了したため10日は休会としました。

その結果、「議案第2号、令和3年度三郷町一般会計補正予算（第10号）」、歳入 関連部分、歳出（款）2. 総務費、（項）3. 戸籍住民基本台帳費、（款）3. 民生費、（款）9. 教育費、繰越明許費（ワンストップ化システム改修業務、非課税世帯等臨時特別給付金事業、子育て世帯臨時特別給付金事業）及び「議案第4号、令和3年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、「議案第5号、令和3年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、「議案第6号、令和3年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきましては、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「議案第8号、令和4年度三郷町一般会計予算」、歳入 関連部分、歳出（款）2. 総務費、（項）1. 総務管理費、（目）11. 諸費、（項）3. 戸籍住民基本台帳費、（款）3. 民生費（（項）1. 社会福祉費、（目）9. 人権施策費、（目）11. ふれあい交流センター運営費及び（項）2. 児童福祉費、（目）6. 児童館運営費を除く）、（款）4. 衛生費、（項）1. 保健衛生費、（款）6. 商工

費、(項) 1. 商工費、(目) 2. 商工振興費、(款) 9. 教育費、債務負担行為(学校複合機借上)及び「議案第11号、令和4年度三郷町国民健康保険特別会計予算」につきましては、一部反対がありましたので、採決の結果、いずれも賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「議案第12号、令和4年度三郷町介護保険特別会計予算」につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「議案第13号、令和4年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算」、「議案第21号、三郷町国民健康保険税条例の一部改正について」は、一部反対がありましたので、採決の結果、いずれも賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「議案第22号、西和地域病児保育室設置条例の一部改正について」は、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案等の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、委員会の報告といたします。

令和4年3月14日
文教厚生常任委員会
委員長 木谷慎一郎

〔上下水道特別委員会〕

議長(高岡 進) 上下水道特別委員会の審査の結果の報告を求めます。

上下水道特別委員会 木口屋修三委員長。

委員長(木口屋修三)(登壇) それでは、上下水道特別委員会のご報告を申し上げます。

去る3月3日の本会議におきまして、上下水道特別委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は3月8日に委員会を開会し、付託されました議決案件3件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「議案第7号、令和3年度三郷町水道事業会計補正予算(第2号)」、「議案第14号、令和4年度三郷町下水道事業会計予算」、「議案第15号、令和4年度三郷町水道事業会計予算」につきましては、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の結果であります。議員各位の賛同をよ

ろしくお願いいたしまして、委員会の報告とします。

令和4年3月14日
上下水道特別委員会
委員長 木口屋修三

[少数意見の報告]

議長（高岡 進） 次に、少数意見の報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 日本共産党議員団を代表して、委員会での議案審議の中で少数となった意見について述べます。

まず、「議案第8号、令和4年度三郷町一般会計予算」についてです。

この予算の問題点は、同和行政がきっぱりと清算されていないことです。民間運動団体である部落解放同盟が主導する人権保育研究集会や部落解放研究全国集会、人権啓発研究集会などへの公費による職員の参加や三郷町人権保育研究会への補助金が計上されています。また、ふれあい交流センターでのふれあい交流センター相談事業や継続的相談援助事業、高齢者ふれあい交流会など、同和対策を引きずった事業費が計上されています。同和行政はきっぱりと廃止すべきです。よって、この議案に反対です。

「議案第9号、令和4年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」についてです。この事業は同和対策として実施され、宅地の購入、住宅の新築などの資金を貸し付けるという事業でした。不動産取得のための貸付金であるにもかかわらず、抵当権の設定が極めてずさんであるなど、事業そのものが本当にいかげんなものでした。滞納や債権の不良化で累積赤字は5億円を超えています。このような事業と会計を認めるわけにはいきません。よって、この議案に反対です。

「議案第11号、令和4年度三郷町国民健康保険特別会計予算」と「議案第21号、三郷町国民健康保険税条例の一部改正について」は、関連がありますので一括して述べます。

国民健康保険は2018年度から財政運営が県に移行し、県は2024年度から県下で統一保険税率にするとし、町は、県が提示している統一保険税率にするため、2022年度から3年間連続して毎年4%弱、値上げをしております。

ところで、県は、2020年度に統一保険税率の見直しを行うとしましたが、2022年度にずれ込んでいます。また、県の国保会計の財政調整基金は、

財政運営が県に移行して3年目の2020年度決算で21億7,558万1,000円となり、さらに、2020年度の繰越金から30億5,361万9,000円を積み増しして52億2,920万円にもなっています。2020年度の保険料の調定額は350億9,782万6,000円です。僅か3年間で年間保険料調定額の約15%にもなっています。

それと、町の国保会計の財政調整基金も2億7,654万6,000円あります。2022年度に町が集める国民健康保険税の予算額は4億2,476万1,000円です。万が一、値上げせず、幾らか赤字になっても、基金で対応することが十分可能です。

国保税はあまりにも高くて払うのが大変というのは共通認識だと思います。県の統一保険税率の見直しを待ち、県と町の基金を活用して保険税は据え置くべきです。よって、令和4年度三郷町国民健康保険特別会計予算と三郷町国民健康保険条例の一部改正については反対です。

「議案第13号、令和4年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算」についてです。この保険制度は75歳以上を別枠の保険に囲い込み、高い保険料の負担と医療の抑制を押しつける制度であり、廃止して、少なくとも元の老人保健制度へ戻すべきと考えています。

また、2022、2023年度の第8期の1人当たりの保険料は、年間8万2,462円から8万5,150円に、2,688円、3.26%値上げされます。奈良県後期高齢者医療広域連合特別会計の2020年度の決算では、財政調整基金残高は14億5,820万2,000円となっています。また、2020年度の収支は98億3,390万6,000円の黒字で、そのうち基金に23億1,580万2,000円を積み増す予定とのことです。基金残高は37億7,400万4,000円になります。2022年度の値上げを織り込んだ市町村の保険料負担金の予算総額は191億7,480万8,000円で、値上げ前の2021年度予算総額より16億2,429万7,000円の増となっています。基金に積み増す23億円から増額分を充てれば済むことであり、保険料を値上げする必要は全くありません。

さらに、10月からは窓口負担が、被保険者の23%、910人が1割から2割に引き上げられます。物価は上がるのに年金は引き下げられ、さらに保険料と窓口負担を引き上げられ、高齢者の生活は踏んだり蹴ったりです。よって、この

議案には反対です。

「議案第16号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、「議案第17号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」、「議案第18号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、「議案第19号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、「発議第1号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」は、関連しているので一括して述べます。

これらの議案は、2021年度人事院勧告を実施するための改正案です。内容は、2022年度に期末手当を一般職の職員で0.15か月、任期付職員で0.1か月、町長、副町長、教育長及び議員で0.1か月引き下げるものです。

岸田首相は、新自由主義から脱却し、中間層の所得向上を目指す新しい資本主義を掲げ、成長と分配の好循環ということを繰り返し国会答弁などで述べています。ところで、日本経済は長期にわたり停滞しています。国民総生産の世界全体の総額に対して日本の国民総生産が占める割合は、1994年は17.9%でしたが、2021年は5.7%と、3分の1に低落しています。賃金は上がらないのに消費税や社会保険料などの負担が増え、国民総生産の6割を占める個人消費が冷え込んだままとなっていることが日本経済の長期停滞の一つの要因であることは、多くの人々が認めるところであります。

民間の賃上げ、公務の賃上げで好循環をつくることこそが求められています。そのときに、民間との差があるということで公務の賃下げを実施するなど、政府のやっていることは支離滅裂であります。未実施となっている昨年12月期分期末手当減額分を含む2022年度一般職員の減額は、平均で12万7,000円にもなります。また、一般職員は0.15か月引き下げるのに、ほかは0.1か月分とした理由も明確にはなりませんでした。

今、日本経済にとって必要なことは、公務も民間も賃上げをして国民総生産の6割を占める個人消費を活発にし、長期の停滞から抜け出すことです。賃下げではありません。よって、これらの議案には反対です。

以上、少数意見です。

議長（高岡 進） 以上で、各委員会の審査の結果及び少数意見の報告を終結します。

〔委員長報告に対する質疑・討論・採決〕

議長（高岡 進） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長（高岡 進） ありませんので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長（高岡 進） これで討論を終結します。

各委員会に付託しました案件につきまして、慎重審議を賜り、大変ご苦労さまでございました。

それでは、これより順次、採決を行います。

日程第1、「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は適任であります。

本案は、委員長の報告のとおり、住所 生駒郡三郷町勢野東2丁目5番18号、氏名 寺田祥子氏、生年月日 昭和40年4月9日を入権擁護委員候補者として適任であると認めることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（高岡 進） ありがとうございます。全員起立です。したがって、本案は委員長の報告のとおり、適任と答申することに決定しました。

議長（高岡 進） 日程第2、「諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は適任であります。

本案は、委員長の報告のとおり、住所 生駒郡三郷町城山台5丁目1番2号、氏名 田淵千枝氏、生年月日 昭和20年7月3日を入権擁護委員の候補者として適任であると認めることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（高岡 進） ありがとうございます。全員起立です。したがって、本案は委員長の報告のとおり、適任と答申することに決定しました。

日程第3、「議案第2号、令和3年度三郷町一般会計補正予算（第10号）」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、各委員長の報告は可決であります。

本案は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、「議案第3号、令和3年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、「議案第4号、令和3年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 木谷慎一郎委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、「議案第5号、令和3年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 木谷慎一郎委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、「議案第6号、令和3年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 木谷慎一郎委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8、「議案第 7 号、令和 3 年度三郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）」を採決します。

本案に対する上下水道特別委員会 木口屋修三委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9、「議案第 8 号、令和 4 年度三郷町一般会計予算」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、各委員長の報告は可決であります。

本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高岡 進） 挙手多数です。したがって、本案は各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 10、「議案第 9 号、令和 4 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高岡 進） 挙手多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 11、「議案第 10 号、令和 4 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、「議案第11号、令和4年度三郷町国民健康保険特別会計予算」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 木谷慎一郎委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高岡 進) 挙手多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、「議案第12号、令和4年度三郷町介護保険特別会計予算」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 木谷慎一郎委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、「議案第13号、令和4年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 木谷慎一郎委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高岡 進) 挙手多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、「議案第14号、令和4年度三郷町下水道事業会計予算」を採決します。

本案に対する上下水道特別委員会 木口屋修三委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、「議案第15号、令和4年度三郷町水道事業会計予算」を採決します。

本案に対する上下水道特別委員会 木口屋修三委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、「議案第16号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高岡 進) 挙手多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、「議案第17号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高岡 進) 挙手多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、「議案第18号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高岡 進) 挙手多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20、「議案第19号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高岡 進) 挙手多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

日程第21、「議案第20号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22、「議案第21号、三郷町国民健康保険税条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 木谷慎一郎委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高岡 進） 挙手多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23、「議案第22号、西和地域病児保育室設置条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 木谷慎一郎委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24、「議案第23号、三郷町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25、「議案第24号、三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

第26、「議案第25号、奈良県広域消防組合格約の変更について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27、「議案第26号、三郷町道路線の認定について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高岡 進) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28、「発議第1号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高岡 進) 挙手多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

[追加日程]

議長(高岡 進) お諮りします。

三郷町議会会議規則第14条の規定に基づく所定の賛成者を得て、1件の議員提案が提出されております。この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） 追加日程第 1、「決議第 1 号、ロシアによるウクライナへの侵略に抗議し、軍の即時撤退と平和的解決を強く求める決議案」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読いたします。

決議第 1 号、令和 4 年 3 月 1 4 日、三郷町議会議長 高岡進様。

ロシアによるウクライナへの侵略に抗議し、軍の即時撤退と平和的解決を強く求める決議案。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提案者 辰己圭一、賛成者 山田勝男、伊藤勇二、木谷慎一郎、澤美穂、木口屋修三、高田好子、先山哲子、久保安正、神崎静代、南真紀、黒田孝。

本年 2 月 2 4 日から開始されたロシアによるウクライナへの侵略は、武力行使を禁ずる国連憲章の重大な違反であり、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、断じて許すことはできない。

人類の恒久平和の願いをよそに、ロシア軍の侵略により、子どもをはじめとする多くの市民の命が奪われている状況は、到底容認できない。

また、ミサイル攻撃により、ウクライナに拠点を置く日本企業をはじめ現地在留邦人の生命が危ぶまれる事態である。

ロシアのプーチン大統領は、核兵器の使用を示唆する発言を行っており、被爆国である日本国民として、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を願う人々の想いを踏みにじるもので、強い憤りを覚える。

三郷町では、昭和 6 1 年 9 月に町議会で、非核三原則の完全実施と核兵器廃絶を願い、住民の平和と暮らしを守る都市として「非核平和都市宣言」を行っており、ウクライナへの侵略はそのような願いに反するものである。

よって、三郷町議会は、ロシアによるウクライナ侵略に厳重に抗議するとともに、軍の即時撤退と関係国政府においては一日も早い平和的解決に向けた外交努力を行うことを強く求める。

以上、決議する。

令和 4 年 3 月、奈良県三郷町議会。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） ただいま朗読の決議第1号について、提案理由の説明を求めます。

辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、ただいま上程されました「ロシアによるウクライナの侵略に抗議し、軍の即時撤退と平和的解決を強く求める決議案」について、提案理由を申し上げます。

ロシアは先月2月の24日にウクライナへの侵略に踏み切り、連日、テレビやニュースで報道されていますとおり、いまだにミサイルなどの砲撃が続いており、首都キエフ近郊やマリウポリをはじめウクライナ各地で病院や救急車、学校までも攻撃し、これまでに子ども含む2,000人以上の一般市民の方が亡くなっておられます。

また、一時停戦と言いつつ、実際には攻撃がやまず、避難中にロシア軍の攻撃を受け亡くなった市民もおり、避難できない状態にあります。国連の報道官によると、実際の犠牲者ははるかに多いと言われており、日に日に犠牲者が増えています。このような多くの命が奪われている状況は、到底容認することはできません。また、ロシア軍の攻撃により、ウクライナに拠点を置く日本企業をはじめ、現地在留邦人の生命が危ぶまれる事態にあります。

ロシアのプーチン大統領は核兵器の使用を示唆する発言を行っており、被爆国である日本国民として、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を願う人々の思いを踏みにじるもので、強い憤りを覚えます。

三郷町議会では昭和61年9月に非核平和都市宣言を行っており、核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませぬの非核3原則が完全に実施されることを願い、あらゆる核兵器の即時廃絶を全世界に向かって訴え続けており、ウクライナへの侵略はこのような願いに反するものであります。

この決議を提案させていただいたのは、今回、久保議員からのお話があったことがきっかけとなりましたが、ここにおられる全議員が賛成者として署名していただいております、皆さん同じ思いであります。よって、三郷町議会として、ロシアによるウクライナ侵略に厳重に抗議するとともに、軍の即時撤退と、日本政府をはじめ関係国政府においては、一日も早い平和的解決に向けた外交努力を行うことを強く求めることを決議し、全世界に向けて発信したいと考えております。

以上が提案理由でございます。

議長（高岡 進） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔質疑・討論・採決〕

議長（高岡 進） これより質疑に入ります。

—————質疑を終結します。

お諮りします。ただいまの決議第1号について、三郷町議会会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、「決議第1号、ロシアによるウクライナへの侵略に抗議し、軍の即時撤退と平和的解決を強く求める決議案」は、委員会付託を省略し、本会議において採決することに決定しました。

議長（高岡 進） これより討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

お諮りします。決議第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり全会一致で可決されました。

なお、三郷町長と三郷町議会議長の連名の抗議文につきましては、森町長から朗読していただきます。

町長（森 宏範）（登壇） 抗議文、ロシア連邦ウラジーミル・ウラジーミロヴィチ・プーチン大統領閣下。

貴国が行ったウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認することはできません。

核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願い、非核平和都市の宣言自治体として、貴国の一連の行為について厳重に抗議するとともに、ロシア軍の撤退と一刻も早い平和的解決を強く要請します。

2022年3月14日、日本国奈良県生駒郡三郷町長 森宏範。

議長（高岡 進） 日本国奈良県生駒郡三郷町議会議長 高岡進。

抗議文につきましては、駐日ロシア連邦大使館へ送付いたします。

〔閉会中の継続調査〕

議長（高岡 進） 日程第29、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員会委員長から三郷町議会会議規則第75条の規定によりまして、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は、全部終了しました。

〔町長閉会の挨拶〕

議長（高岡 進） それでは、町長から閉会の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3日から本日までの12日間にわたり、令和4年度一般会計予算をはじめ、多数の重要案件につきまして、慎重審議の上、全て可決賜り、誠にありがとうございました。会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見やご提案につきましては、今後の町政のさらなる発展に反映させてまいりたいと考えております。

さて、所信でも申し述べましたが、令和4年度予算の大きな柱となる6大事業を進めていくに当たって、いずれの事業でも鍵となるのは官民連携であります。経費節減はもちろんです。何よりも行政にはない民間の考え方や柔軟な発想を取り入れることが重要であると考えております。

また、行政内部においても、1人の職員、一つの部署の力だけではそれ以上の発展は見込めません。事業を進めるに当たっては、部署間の連携をこれまで以上に強化し、若手職員も参画してのプロジェクトチームの立ち上げなどを通じて、複数の部署や世代を超えた職員が活発な議論を重ねながら取り組みたいと考えておりますので、今後も議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、冒頭の挨拶でも申し述べましたが、去る2月27日に夕陽ヶ丘で起きた火災により、4人もの若い町民の命が奪われることとなりました。また、連日報道されているところではありますが、ロシアによるウクライナ侵攻により、

毎日、多数の罪なき市民の命が奪われており、いまだ終息が見えない状況です。先ほど、この軍事侵攻に対して断固反対の決議をしていただき、また、町としましても議会と連名で強く抗議させていただいたところです。

戦争は、SDGsの理念である誰一人取り残さない社会から最もかけ離れたものであり、全ての人を不幸にするしか残りません。改めて命の大切さを実感するとともに、行政として、町民の皆様の生命・財産を守る使命と責任を一層痛感しているところであります。

早いものですが、新型コロナウイルスが全世界で拡大してから丸2年が経過し、この間、人々の生活様式も大きく変化しました。本町といたしましては、まずは町民の皆様の安心と安全を最優先に、今後もワクチン接種をはじめとする感染症対策を着実に進めつつ、さまざまな課題に迅速かつ柔軟に対応しながら、一日でも早く、かつての日常が戻るよう努力してまいりたいと考えております。

ここ数日で一気に春らしい陽気が感じられる季節となりました。急激な気温差で体調を崩しやすい時期ですが、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔閉 会〕

議長（高岡 進） これで会議を閉じます。

それでは、これをもって令和4年第1回三郷町議会定例会を閉会します。

どうもご苦労さまでございました。

閉 会

午後 2時29分